

／ 暮らしの法律家、司法書士による総合相談センター ／

司法書士 相談料無料!

総合相談センター茨城

一人で悩まず、お気軽にご相談ください。

相続登記の
相談をしたい。

貸したお金を
返して
もらえない。

会社が
給料、残業代を
払って
くれない。

借金の相談を
したい。

見覚えのない
請求を
受けている。

敷金を返して
もらえない。

個人商店から
会社にしたい。

賃家を
明け渡して
欲しい。



電話
相談

[相談時間] 毎週火曜日 16:00~18:00

[相談電話] TEL.029-212-4500

TEL.029-212-4515

TEL.029-306-6004

※相談時間以外はつながりません。

※相談員の電話に直接つながります。お電話の際には「無料相談で電話しました」と一言お伝えください。

《要予約》
面接
相談

[予約時間] 平日9:00~12:00 / 13:00~17:00

[予約電話] TEL.029-224-5155

[会 場] 水戸・つくば・古河

水戸 茨城司法書士会館

水戸市五軒町1-3-16

○相談時間/毎週火曜日 16:00~18:00

つくば つくばライフサポートセンターみどりの

つくば市花島新田7-3 みどりのA-79街区9画地

○相談時間/毎週火曜日 16:00~18:00

古河 古河中央公民館

古河市下大野2248

○相談時間/第1・第3火曜日 18:15~20:15

裁判にたよらない、話し合いによるトラブル解決!

茨城司法書士会 調停センター



茨城司法書士会調停センター
マスコットキャラクター

早い!

3回以内の調停での
解決を目指します。

秘密!

調停の内容はもちろん、
調停をしたことも
秘密です。

合意書
作成!

合意した内容を文書に
してお渡しします。

●当センターは、「裁判外紛争解決手続きの利用の促進に関する法律(通称ADR法)」による
法務省の認証を取得した機関で、140万円以内の民事に関する紛争解決のお手伝いを致します。



《認証番号第103号平成23年9月1日認証》

茨城司法書士会調停センター

TEL.029-225-0111

○受付/平日9:00~12:00 13:00~17:00

例えば、調停センターは、 こういったお悩みにお答えします。

◎話したいけど、話せない…【友人や相隣関係のトラブル】

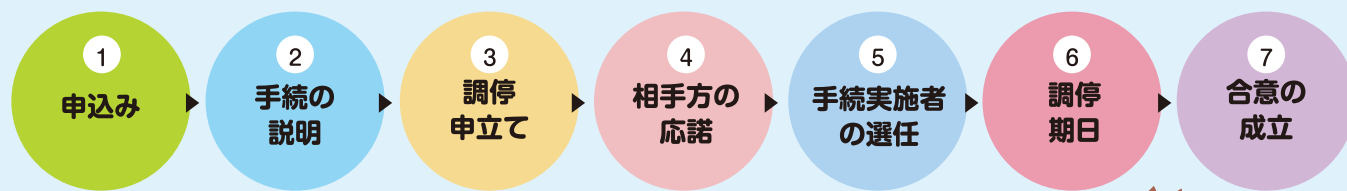
◎家屋の修繕、してくれない…【不動産の賃貸借のトラブル】

◎なんとか解決しなければ…【借金のトラブル】…等々

トラブルの内容が140万円以内であれば利用可能!

※まずは調停センターをご利用する前に、司法書士総合相談センターで無料相談することをオススメします!(裏面参照)

◆話し合いによる紛争解決の一般的な流れ



ご利用になる前に
必ずお読みください。

揭示事項

◆紛争の範囲について

紛争の目的の価額が140万円を超えない民事に関する紛争

◆手続実施者の選任方法について

センター長が手続実施者名簿に登録された者のうちから選任します。

◆手続実施者の職業・身分について

司法書士法第3条第2項に規定する司法書士(認定司法書士)

◆通知・連絡の方法について

原則として、直接交付又は配達証明郵便で送付する方法により行います。ただし、調停手続の実施期日の通知その他の事務連絡等については、普通郵便、電話、ファクシミリ及び電子メール等の方法で行います。

◆手続の進め方について

本パンフレットの「話し合いによる紛争解決の一般的な流れ」をご覧ください。

◆手続を依頼する方法について

【申立人】次の方法により申立てをすることが必要です。

- (1) 利用申込書を提出し、調停手続に関する説明を受けること。
- (2) 調停申立書を提出すること。
- (3) 所定の資料(本人確認のための書類等)を提出すること。
- (4) 申立事務手数料及び第1回手続実施者報酬を納付すること。

【相手方】次の方法により依頼することが必要です。

- (1) 回答書(兼答弁書)を提出すること。
- (2) 所定の資料を提出すること。

◆相手方が手続に応じるかどうかの確認方法について

申立を受理後、相手方に対して、調停手続を依頼するかどうかについて回答を求める文書を送付し、手続の概要について説明した上で、手続に応じるか否かを確認します。なお、書面にて回答してもらいます。

〈よくあるQ & A〉

Q.利用するのに必要なものは?

- 1.印鑑(認印可)
- 2.身分証明書(免許証・パスポートなど)
- 3.費用

Q.費用はいくら?…手続利用料金

A.申立時に21,000円が必要です。(申立事務手数料10,500円・第1回手続実施者報酬10,500円)これには、第1回の調停期日の費用が含まれています。第2回以降の調停期日の手続実施者報酬は申立人と相手方双方で合わせて10,500円となります。

費用種別	負担者	金額(内税)
申立事務手数料	申立人	金10,500円
第1回手続実施者報酬	申立人	金10,500円
第2回以降手続実施者報酬	申立人と相手方	調停期日1回につき金10,500円
合意成立手数料	申立人と相手方	金15,750円 (合意成立の価額が金50万円未満) 金31,500円 (合意成立の価額が金50万円以上140万円以下)

※一定の事由があるときは、費用の減免ができる場合があります。

Q.話し合いはどこですか?

A.原則は、茨城司法書士会館ですが、当事者の希望をお聞きし、つくばライフサポートセンターみどりの等の場所で行うこともできます。事前にご相談ください。

Q.どのような人が調停手続に関わるの?

A.手続の説明や当事者との打ち合わせを行う者と、調停期日に手続実施者として調停を行う者がいます。いずれも、特別な研修を受けた司法書士が選ばれます。

Q.秘密は守られるの?

A.調停手続は非公開です。調停手続に関与する者には守秘義務が課せられていますし、関係資料は厳重に管理します。

他に気がかりな事が
あったら遠慮なく何でも
いってください。



◆資料の保管、返還などの取扱方法について

資料は、写しを作成し、原本は原則としてその場で返還します。資料を預かる場合は、預り書を発行し、調停手続が終了した時等に返還します。資料は、施錠された管理庫にて保管いたします。

◆当事者等の秘密の取扱方法について

調停手続は非公開です。当事者の同意を得て、終了した調停手続の概要(当事者の氏名等が特定されないよう措置を講じたものに限る)を公表する場合があります。調停手続に関与する者には守秘義務が課されています。調停手続に関する書面は、施錠された管理庫に保管するなど厳重に管理します。

◆手続を終了させる方法について

申立人はいつでも取下書を提出することにより、調停手続の取下げをすることができます。相手方はいつでも離脱書を提出することにより、調停手続から離脱することができます。手続実施者の判断により、離脱の意思を再確認する場合があります。

◆費用について

本パンフレットの「手続利用料金」の説明をご覧ください。

◆苦情の取扱について

茨城司法書士会の苦情対応窓口にて対応いたします。苦情の申し出は、書面又は口頭によりすることができます。苦情の処理結果については、苦情を申出た方に口頭又は書面で通知いたします。

茨城司法書士会 苦情対応窓口 TEL.029-225-0111